

第6章 国際意匠登録出願における組物の意匠

1. 組物の意匠と認められる要件

国際意匠登録出願が、組物の意匠として意匠登録を受けるためには、「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであること、すなわち、別表に掲げる組物に該当するものでなければならない。

ただし、国際意匠登録出願の場合の言語は英語であるため、「意匠に係る物品」の欄には、別表に掲げる組物のいずれかに相当するものが、「a set of ○○」のように記載されていればよい。

「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものでない場合は、組物とは認められず、審査官は意匠法第8条の規定により拒絶理由を通知する。

なお、組物の意匠に関するその他の判断基準については、第IV部第3章「組物の意匠」を参照されたい。